

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月から56年12月まで
② 昭和57年4月から同年9月まで

私は、叔父の商店に住み込みで働いていた22歳か23歳（昭和55年か56年）の頃、母に国民年金への加入を勧められたことから、加入手続を行い、20歳以降の国民年金保険料を何回かに分けて遡って納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き昭和57年1月以降の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和59年4月5日に払い出されたことが確認でき、申立人は、当該払出時点で時効期間が経過しておらず、遡って納付可能な当該期間直前の57年1月から同年3月までの保険料を過年度納付しており、当該期間直後の保険料も過年度納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間①については、申立人は、昭和55年か56年頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、上記のとおり、申立人の手帳記号番号は59年4月に払い出されており、当該払出時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していたことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立期間の保険料を納付したことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年6月2日まで

私は、昭和61年6月に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A社B工場に勤めていた申立期間は厚生年金保険被保険者期間で、厚生年金を受給できるとの説明を受けた。

しかし、65歳になって年金裁定請求を行ったところ、申立期間は脱退手当金支給済期間であるとの説明を受けた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC社会保険事務所長（当時）発行の昭和61年6月19日付け「厚生年金保険被保険者期間調書」（以下「期間調書」という。）には、申立期間を含む19年6月1日から23年6月2日までの期間が被保険者期間と記載されており（19年6月1日から同年9月30日までは女性への適用受付を始めた準備期間で、保険料の徴収は行われていない）、脱退手当金支給済期間である旨の記載は無い。

また、日本年金機構D事務センターでは、期間調書における脱退手当金支給済期間の表示について、「当時の社会保険事務所の職員に照会したところ、『照会期間が脱退手当金支給済期間であることが判明した場合には、その旨を期間調書の備考欄に記載していたはずである。』とのことだった。」と回答している。

さらに、当該期間調書の性別欄には申立人が男性として記載されているなど、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

新潟国民年金 事案 1377

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年10月まで

私の母は、昭和36年4月から私が結婚する同年10月までの国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人には国民年金手帳記号番号が2回払い出され、1回目は当時同居していた兄及び兄嫁と連番で昭和35年10月1日を資格取得日として払い出されており、兄夫婦の申立期間の保険料は納付済みであるが、i) 申立期間のうち、36年4月から同年9月までの兄嫁の保険料は第2回特例納付実施期間中の49年10月に特例納付されたものであることが特殊台帳により確認でき、申立期間当時は未納であったこと、ii) 当該手帳記号番号はオンライン記録において確認できないことから、いずれかの時点で取り消されたものと考えられ、納付記録のある手帳記号番号が取り消されることは考えにくいこと、iii) 申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無いことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年9月まで

私は、夫婦でA市に転居した後、市役所で国民年金の加入手続を行い、それまで納付していなかった夫婦二人分の国民年金保険料として、20数万円か40数万円を遡って一括して納付した。

夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続を行った後、それまで納付していなかった夫婦二人分の国民年金保険料として20数万円か40数万円を納付したと主張しているが、遡って納付した回数及び時期についての記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と3番違いで昭和53年1月頃に払い出されたことが国民年金受付処理簿等から推認でき、申立人は、当該払出時点で納付可能な50年10月から52年3月までの自身の国民年金保険料及び51年8月から52年3月までの夫の保険料（合計3万4,600円）を52年1月*日に過年度納付したことが国民年金被保険者名簿から確認できる。

申立人の夫の昭和36年4月から41年3月までの保険料24万円が53年7月22日、41年4月から44年4月までの保険料14万8,000円が53年12月*日にそれぞれ、当時実施されていた第3回特例納付により納付されたことが夫の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できるが、申立人の特殊台帳等には特例納付の記載は無く、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額36万円を加えると、申立人が夫婦二人分の保険料として納付したとする金額と大きく相違すること、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書控等)は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1610 (事案 1517 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 37 年 8 月 26 日まで
年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとの回答を受け取った。

しかし、私は脱退手当金を受け取っておらず、申立期間当時にA社で経理を担当していた方も、私の脱退手当金の手続をしていないとのことであった。

脱退手当金の支払方法やその受領に係るサイン又は印鑑などを確認し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 38 年 5 月 15 日に社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に対し、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、申立人は、A社を退職後、国民年金の強制加入適用期間があったにもかかわらず、43 年 3 月 15 日まで国民年金に加入していないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 7 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、「脱退手当金を受け取っておらず、申立期間当時にA社で経理を担当していた方も、私の脱退手当金の手続をしていないとしている。同社に参与していた税理士が手続を行ったことも考えられ、脱退手当金の支払方法やその受領に係るサイン又は印鑑なども確認してほしい。」として、再度申立てを行っている。

脱退手当金が支給される場合には、所定の書面等による手続が必要とされているが、申立てに係るA社を管轄していたB年金事務所（当時は、B社会保険事務所）では、「申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給台帳等の関係資料は廃棄済みのため現存していない。」と回答している。また、申立人がA社に關与していた税理士が手続を行ったことも考えられると主張していることから、C税理士会D支部に照会したものの、当該税理士を特定することができず、当時の状況を照会することができない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、その判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものであるところ、本事案については、上記のとおり、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾が存しないか、脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない。

本事案は、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いこと、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ昭和38年5月15日に回答したことが記録されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、A社を退職後、国民年金の強制加入適用期間があったにもかかわらず、申立人は、43年3月15日まで国民年金に加入していないなど、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在しており、一方で本再申立てにおける申立人の主張は、脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月29日から42年7月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが分かった。

申立期間当時、A社の代表取締役であった夫の給与額は17万円であり、私の給与額は夫よりも1万円少ない16万円だったと記憶しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額の記録を訂正することが必要であると認めるには、申立期間当時の申立人の給与から、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことが要件となる。

しかしながら、A社の解散当時取締役であった者は、「A社の貸金台帳などの資料は処分したので、申立人の給与支給額及び保険料控除額については不明である。」と回答している上、申立人は、申立期間の給与明細書等を所持していないことから、申立人の主張する給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社の元事業主である申立人の夫の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録から、昭和40年1月から同年4月までの期間及び同年10月から42年6月までの期間は、当時の健康保険厚生年金保険標準報酬・保険料額表の最高等級に相当する3万6,000円ないし6万円とされていることが確認できる一方で、40年5月から同年9月までの期間は、最高等級より2等級低

い等級に相当する 5 万 2,000 円（報酬月額が 5 万円以上 5 万 4,000 円未満）とされていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A 社において給与計算及び社会保険事務を行っていた元事務担当者は、申立期間当時の申立人の給与額について、「代表取締役に次ぐ地位にいた従業員よりも高額であったとは思えない。」と証言しているところ、当該元従業員は、「私は、昭和 40 年代当時、A 社において代表取締役に次ぐ役職に就いていた。申立期間当時の給与額は 3 万円から 4 万円であった。」と証言しており、当該元従業員の申立期間当時の標準報酬月額は 3 万円ないし 5 万 2,000 円であることがオンライン記録から確認できることから、申立人の申立期間当時の標準報酬月額（2 万 2,000 円ないし 2 万 6,000 円）が不自然に低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立期間中に A 社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員 11 人のうち、回答が得られた 8 人はいずれも、「当時の給与明細書等は所持していないが、給与支給額に見合った厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。